

長から出席を求められたため出席した者は左の通りである
町長 森田幸造 助役 川窪金吉 総務課長 大野忠一
税務課長 貴井光代次 民生課長 橋本孝藏 産業課長 高水 求
本會の書記は左の通りである

書記 森田 猛 書記 上野 重勝 書記 大久保 林作
議長 (午前九時十五分) に水より市三田臨時町議會を開會
致します

上ります

議長 議案第廿一號 を上提いたします

議案第廿一號 競輪執行について

書記 議案朗讀

町長 本案は法にもとづき二十四日の議會においてそれ
正式に議決してその筋に進達するゆ要女があります

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

すので提案した次第であります

御審議をわかう参考として前年の執行状況について
概畧を御報告申し上げます この数字は最終的
には多少変更するものと御承知を収めます

収入

入場料

七、六九、六〇〇円

車券賣上

一、二〇、二三〇、〇〇〇円

事故收入

三、二〇〇円

利子收入

三〇、〇〇〇円

合計

一、三二、〇三二、八〇〇円

支出

組合議會費

四二、六、〇〇〇円

事務所費

六三、九、〇〇〇円

院催費 一二四、五九六、〇〇〇円

内主なもの

賞典費 六四一〇、〇〇〇円

拂戻金 八九、五一六、〇〇〇円

振興金 三、六〇七、〇〇〇円

国庫納金 一八〇、四〇〇〇円

借上料 四八一〇、〇〇〇円

徴の費 八、四四六、五〇〇円

公債費 一〇〇、〇〇〇〇円

繰出金 五、二〇〇、〇〇〇円

予備費 七六、三〇〇円

合計 一、二一〇、三二八、〇〇〇円

繰越金見込額 一六、〇〇〇〇円

東京都西多摩郡福生町役場

財政課長 山崎 正太郎

前年度利益金 五、二〇〇、〇〇〇円

福生町 二、二四四、〇〇〇円

配分内容 西多摩村 一、五〇八、〇〇〇円

瑞穂町 一、五四八、〇〇〇円

西多摩郡各町村に配分金として昭和十九年度として百七十一万円と配分してまいります。

本年度の開催については、只今都の戦務委員会において審議されておりますが、前年度は請願は出さなかつたのです。が本年は各地区とも請願を出したので、すが戦務委員会と話がつきましたので、全郊とりあげたわけであり、あります。本年の予定は

十月入金子 一月南郡 三月府中

三月北郡 二月西郡

となつてをりまして今迄は六日間でありました。西郡は二月九日から十一日まで四日間と予定されてをります。今迄の実績は六日間の場合には約一億二千万円、四日間の場合には約八千三百四十万円となるをりまして四日の場合はどうしてもをちます。財務委員会に強く接衝したのではありません。遺憾なから四日となつた次第であります。前年の実績を得ることは困難と思ひますがこの御決議をわかつてそれぞれ手続をしたつと思ひます。然し都の方はこのやうになるをります。が自治廳の許可はまだすんでをりません。六十日前に開催届を出し官報の告示を必要とします。のむなるべく早く自治廣の許可をもらつて手続をしたつと思ひます。

議長 本案について御質問はありませんか。

東京都西多摩郡福生町役場

東京建設委員会委員長 田中啓

第七番 西多摩地区とは西郡全体の意味か二町一村の意味か

町長 財務委員会の見送を申し上げます。と三入年度には五日市地区からも出たため競願では困ると取り上げてもらひその代償としていくらか配分しました。二十九年度はそのやうなことで困ります。のむ一つにすることには話合ひつき配分方法については幾分違論がありました。が最終的には先程申し上げましたやうにきまつた次第であります。

本年のことはまだきまつてをりませんが五日市を中心に陳情書が出てる。とのことですが正式のものではないのでこれからではをえらくまにあはないと思ひます。から私の方で開催するのとがひきるものと考えつてをります。今年はまだ郡の方からは別段要求が出てをりません。

第十番 自治廣の許可がまだすんでないとのことです。がきくところには

あると合併町村を優先するとのことであるがその心配はな
いか

町長奥多戸町は旧氷川か又旧出村は旧大又里が交付税の不
交付団体となつてゐるをりますから困難であるし又秋
多、土田市から役に立たなくてもをえらくむづかし
いと思います

第十番競輪委員の職務はどの範囲か

町長全く一般町村議会の委員と何等かわつてをりません

第四番第一回の時の収入をどのような事業に充てたか

町長別にこの事業にあつたとハツタリ申し上げられませ
んか主として道路整備費、教育費等に一般会計に
繰入れて使用してをります

総務課長競輪の開催承認は特殊事情の理由による許可

東京都西多摩郡福生町役場

をうけてをりますので三ヶ町村ともその使途は土不費
教育費等に充てたことを報告いたしてをります

第四番競輪の収入金の使途について自治庁から指定されてゐる
か又第三回の収入金は何に充てる考か

町長別に使途の指定はありません 本年年度の使途についても
一般歳入に繰入れて追加財源に充てる考つてをります
又作百四五十万圓程度と思ひますか土不費、教育費を
優先したいと考つてをります

第十番今年の収差金につては今後追加予算として提出する考か
町長何水追加予算としては第四小学校の敷地買収費等にも
充てたいと考つてをります 四日百とすれば役に四百万

円として福生は百四五十万円位かと思ひます

第六番二月は一番よくない月ときくが最低の収入はどの位か

町長 今迄の例で常王閣の一番よかつたのは八月かであるが昨年は二月のほうか三月よりもよかつた 問題は他の開催と重なるかどうかにあると思つてゐる 平塚、松戸、静岡、宇都宮の開催もあまり影響はないと思つてゐる 四日でも相当よくはなつたと考へます

常十番 昨年は収入金は社会的の費用に充てると云つたが今の説明によるとスツキリしないか

町長 社会事業費に充てたとは申し上げました 一般歳入に繰入れて追加財源に充ててをりますか 土木費、教育費に充てたと云ふことはハツキリ申し上げられ

水ます

常十番 歳入として計上することになりや

町長 繰入金として歳入に計上することになります

東京都西多摩郡福生町役場

東京府立総合資料館蔵

総務課長 競輪組合から繰り出して一般会計に繰り入れてをります 第七番 今論議するのめどうかと思ふ 予算書を見ればわか

ることである

議長 本案について御異議はありますか

満場異議なし

議長 御異議がないものと認め議案第五十号は原案通り

決定致します

議長 議案第五十一号を上げます

議案第五十二号 福生町小口事業資金融資条例

の一部改正について

書記 議案朗読

助役 本案は昨日委員会をひらき御承認と取つたのであります 加議案のきくれたこととお説ひ申し上げます

本案改正の要旨は今迄任意組合であつた商店連合会が協同組合となり組合からの要望もありますので現在の条例では法人に融資することかハツキリしてまゐりませんので条例を改訂して法人に融資できるように明確にしたいと思ふのが提案の理由であります

産業課長 この条例は三十八年に制定し三十九年に一部改訂があり今回三度目改正であります 改正の理由は只今助役の説明の通りであります

又大塚の本文に「事業者」と加へ押込資本金が五百万円以下に法人には融資することとした

尚一戸（居住）二戸（選挙権）の要件は法人には適用しないこととした

第七条を新に設け協同組合員が融資をうける場合

東京都西多摩郡福生町役場

は保証人は該組合が保証することによつて代るものとした
第七條の改正は保証人の信用等の調査を商店街協同組合にも代行させることかゞせむることとした

議長 本案について御質問はありますか
助役 委員会の結果を委員長から御報告をお願いします

第二番（産業委員長） 昨日審査会と合同会議を開き審議いたしましたその時工業に対してもどうかと意見が出ましたか 町長から後日の問題として今急にそう考へる必要もなからう」と云ふことで原案をみとめることとしました

第一番 審査会の組織はどうなつてますか
産業課長 審査会は六人で構成されております

産業委員会 正副 二人

預託金融機関の代表 二人

商店街連合会の代表 一人

町長の補助職員として助役

第一番農業の方が委員となるのはどうかと思ふ

助役個人でなく農業協同組合としての金融機関の立場から
であります

第三番現在の委員会はいつてきたか又更進されてゐるか
産業課長二十八年に設置されたままで更進されてゐりません
任期は別にありますか議会の出入り出されたる人は資
格が変れば当然変更となります

議長本案について御異議はありますか
満場異議なし

議長御異議がないものとすため議案第百二十一号は原案

役場 町 生 福 郡 多 西 都 京 東

通り決定いたしました

議長議案第百二十一号 上提いたします

議案第百二十一号 町有財産処分について

書記議案朗讀

助役本案については先般総務委員会で御承認を承かつて
をりますかこれはオ三分国に配属する(オ三学校の
入ロ)手挽カンリンポンプでありまして現在使用して
をりませんの処分したいと思ひます

総務委員長長の御報告を承かします

第六番(総務委員長)先日委員会を開き審議しましたが消
火栓も必要な今日必要なものとみとめました
第十番をく必要がないと云ふ意見か

町長至費もかかりますのでなく必要がないと存じます

議長 本案に付て御異議はありませんか

満場 異議なし

議長 御異議かなうものとみなし、議案第廿二號は、原案

通り決定いたします

議長 議案第廿三號及廿四號は、関連してまいります

の七一帖上提議いたします

書記 議案朗讀

町長 本案は既に当初予算におつて三百万円御決議

なつてまいります。が起債も百五十万円とあられた

内報がありましたので御決議をなつて手續をいた

したと存じます。之は二期工事でありまして

厚生委員会の審議を得て既に着工してまいります

委員長の御報告をぬかいます

東京都西多摩郡福生町役場

第九番 委員長の代理として御報告申し上げます。本案につい

ては、今町長から説明通り二期工事として着々

進んでまいります

議長 本案に付て御異議はありませんか

満場 異議なし

議長 御異議かなうものとみなし、議案第廿三號及議案

第廿四號は一括原案通り決定いたします

議長 本日の議事は全部終了いたしました

会議録署名員を指名いたします

第十二番

第十三番

第十四番

森田 誠重

御異議はありませんか

満場異議なし

議長御異議ないものとみとめ決定いたします

議長(午前十時十分)第三回臨時町議会を開會致

します

右會議の顚末を記録しその相違ないことを証する
ため茲に署名する

昭和三十年十月二十六日

福生町議会

議長 田村利一

議員 村尾 隆吉

議員 森田 清吉

議員 中西 茂吉

東京都西多摩郡福生町役場

昭和三十年才四回定例会

正

福生町議會會議錄

昭和三十年十一月二十六日第四回福生町議會定例会を福生町役場に開会す

出席した議員は左の通りである

第一番渡井 明 第二番井上頼太郎 第三番米泉 薫

第四番石川 信義 第五番飯野富十郎 第六番設樂美知

第七番森田幸藏 第八番田村利一 第九番村尾四郎

第十番並木 秀 第十一番高橋三郎 第十二番森田誠重

第十三番中西虎藏 第十四番中森興一 第十五番山下幸三

第十六番清水興市 第十七番石川常太郎 第十八番瀨古清藏

第十九番大久保一郎 第二十番森田喜一 第二十一番田村祐一

第二十二番西村 光人 第二十三番高橋彦市

地方自治法第百二十五条の規定により會議事件説明のため議